

2026年度診療報酬改定 主なポイント

2月13日に開催された中央社会保険医療協議会(中医協)総会の「答申」を踏まえて、2026年度診療報酬改定の主なポイントを解説する。

なお、3月5日に発出される告示や通知で、各項目の具体的な取り扱いが示されるほか、改定項目がさらに増えることが想定される。

初・再診料の引上げ

歯初診の届出を要件とする歯科初診料、歯科再診料がそれぞれ5点、1点引き上げられた。

改定前	改定後
【初診料】 1 歯科初診料 267点	【初診料】 1 歯科初診料 272点
【再診料】 1 歯科再診料 58点	【再診料】 1 歯科再診料 59点

歯科外来物価対応料の新設

物価上昇に段階的に対応するため、基本診療料の算定に併せて算定する、物価対応料が新設された。また、2027年にも点数の引上げが行われる。※〔 〕は2027年6月からの点数。

改定前	改定後
(新設)	【歯科外来物価対応料】 初診時 3点〔6点〕 再診時 1点〔2点〕

歯科外来・在宅ベースアップ評価料の引き上げ

賃上げに向けた評価の見直しとして、継続的に賃上げを実施している保険医療機関とそれ以外の保険医療機関で異なる評価が行われた。また、2027年にも点数の引上げが行われる。対象者は「主として歯科医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く)」から「当該保険医療機関に勤務する職員」に変更された。※〔 〕は2027年6月からの点数。

改定前	改定後
【歯科外来・在宅ベースアップ評価料】 初診時 10点	【歯科外来・在宅ベースアップ評価料】 初診時 21点〔42点〕 (継続) 31点〔52点〕
再診時 2点	再診時 4点〔8点〕 (継続) 6点〔10点〕
歯科訪問診療時 イ 41点	歯科訪問診療時 イ 66点〔132点〕 (継続)107点〔173点〕
ロ 10点	ロ 11点〔22点〕 (継続) 21点〔32点〕

歯科技工所ベースアップ支援料(1装置につき)の新設

歯科技工所の歯科技工士の確実な賃上げを図る観点から新設された。また、2027年にも点数の引上げが行われる。※〔 〕は2027年6月からの点数。

改定前	改定後
(新設)	【歯科技工所ベースアップ支援料】 (1装置につき)15点〔30点〕
【施設基準】 (新設)	【施設基準】 (1)歯科技工士が所属する歯科技工所に補綴物等の製作等の委託を行っている保険医療機関であること。 (2)歯科技工所に勤務する歯科技工士の賃金の改善について十分に支援していること。

歯科疾患管理料の引き下げ

歯科疾患管理料の所定点数が100点から90点に引き下げられた。初診月は80点から90点に引き上げられたが、再診月は100点から90点に引き下げられた。

改定前	改定後
【歯科疾患管理料】 100点 【算定要件】 注1 1回目の歯科疾患管理料は、歯科疾患の管理が必要な患者に対し、当該患者又はその家族等(以下この部において「患者等」という。)の同意を得て管理計画を作成し、その内容について説明を行った場合に算定する。なお、初診日の属する月に算定する場合は、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。	【歯科疾患管理料】 90点 【算定要件】 注1 1回目の歯科疾患管理料は、歯科疾患の管理が必要な患者に対し、当該患者又はその家族等(以下この部において「患者等」という。)の同意を得て管理計画を作成し、その内容について説明を行った場合に算定する。

小児口腔機能管理料の再編

小児口腔機能管理料(小機能)が、口腔機能の評価項目において3項目以上に該当する者を対象とする小機能1(90点)、2項目に該当する者を対象とする小機能2(50点)に再編された。

改定前	改定後
【小児口腔機能管理料】 60点 (新設)	【小児口腔機能管理料】 1 小児口腔機能管理料1 90点 2 小児口腔機能管理料2 50点

【算定要件】 (新設)	【算定要件】 2 1については、口腔機能の評価項目において3項目以上に該当する者に対して、注1に規定する管理をする場合に当該管理料を算定する。
(新設)	3 2については、口腔機能の評価項目において2項目に該当する者に対して、注1に規定する管理をする場合に当該管理料を算定する。

口腔機能管理料の再編

口腔機能管理料が1と2に再編され、口腔粘膜湿度度検査が検査の対象に加えられた。舌圧検査と同様に口腔細菌定量検査、咀嚼能力検査、咬合圧検査の施設基準はなくなった。

改定前	改定後
【口腔機能管理料】 60点 (新設) (新設) 【算定要件】 (新設)	【口腔機能管理料】 1 口腔機能管理料1 90点 2 口腔機能管理料2 50点 【算定要件】 2 1については、D002-6に掲げる口腔細菌定量検査(2に限る。)、D011-2に掲げる咀嚼能力検査(1に限る。)、D011-3に掲げる咬合圧検査(1に限る。)、D011-5に掲げる口腔粘膜湿度度検査又はD012に掲げる舌圧検査のいずれかを実施した口腔機能低下症の患者に対して注1に規定する管理をする場合に当該管理料を算定する。 3 2については、口腔機能低下症の患者(注2に規定する患者を除く。)に対して注1に規定する管理をする場合に当該管理料を算定する。

	口機能1(90点)	口機能2(50点)
対象者	①口腔細菌定量検査(130点) ②咀嚼能力検査(140点) ③咬合圧検査(130点) ④口腔粘膜湿度度検査(130点) ⑤舌圧検査(140点) のいずれかを実施し評価項目3項目以上に該当する口腔機能低下症の患者	①～⑤以外の検査項目で評価項目3項目以上に該当する口腔機能低下症の患者

口腔機能実地指導料の新設

歯科衛生士による口腔機能に関する実地指導を行った場合の評価として、歯科衛生実地指導料の口腔機能指導加算(12点)から口腔機能実地指導料(46点)に変更され、独立した点数となった。研修を受講した歯科衛生士が口腔機能に係る指導を行い、文書提供した場合に月1回に限り算定できる。

改定前	改定後
(新設)	【口腔機能実地指導料】 46点 【算定要件】 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関であって、口腔機能の発達不全を有する患者又は口腔機能の低下を来している患者に対して、口腔機能発達不全症及び口腔機能低下症の実地指導に係る研修を受講した歯科衛生士が、主治の歯科医師の指示を受けて口腔機能に係る指導を行い、かつ、当該指導内容に係る情報を文書により提供した場合に、月1回に限り算定する。 【施設基準】 (1)口腔機能の指導等に係る適切な研修を受けた歯科衛生士が1名以上配置されていること。 (2)歯科衛生士が口腔機能の指導を行うための設備及び体制を有していること。

新製有床義歯管理料の評価体系の見直し

装置ごとに管理ができるよう、算定単位を1口腔単位から1装置単位に見直された。有床義歯の取扱いについて必要な説明を行い、文書提供した場合に算定する。歯科口腔リハビリテーション料1(1)との併算定ができる。

改定前	改定後
【新製有床義歯管理料】(1口腔につき) 1 2以外の場合 190点 2 困難な場合 230点	【新製有床義歯管理料】(1装置につき) 1 局部義歯の場合 140点 2 総義歯の場合 140点

歯科口腔リハビリテーション料1の見直し

義歯の調整または指導を行った場合に算定できる。新製有床義歯管理料との併算定が可能となった。

改定前	改定後
【歯科口腔リハビリテーション料1】 1 有床義歯の場合 イ ロ以外の場合 104点 ロ 困難な場合 124点 2 舌接触補助床の場合 194点 (新設)	【歯科口腔リハビリテーション料1】 1 有床義歯の場合 114点 (削除) (削除) 2 舌接触補助床の場合 194点 3 小児保険装置の場合 180点

歯周病患者画像活用指導料の評価

口腔内写真の枚数に応じた評価ではなく、歯周病患者に対する画像活用による指導の評価に見直された。口腔内画像に加えて、位相差顕微鏡により描写された画像を用いて指導を行った場合の評価が導入された。

改定前	改定後
【歯周病患者画像活用指導料】10点 (新設) (新設) 【算定要件】 (新設)	【歯周病患者画像活用指導料】 1 口腔内画像 50点 (新設) 2 顕微鏡画像 50点 【算定要件】 2 2については、歯周病に罹患している患者に対して区分番号D002に掲げる歯周病検査を実施する場合において、動機付けを目的として位相差顕微鏡により描写された画像等を用いて指導を行った場合は、患者1人につき1回に限り算定する。

訪問歯科衛生指導料の見直し

指導を実施した人数に応じた評価が見直され、単一建物の診療人数が10人以上の場合の点数が引き下げられた。また、特別の関係の施設に対する点数(140点)が設定された。

改定前	改定後
【訪問歯科衛生指導料】 1 単一建物診療患者が1人の場合 362点 2 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 326点 3 1及び2以外の場合 295点	【訪問歯科衛生指導料】 1 単一建物診療患者が1人の場合 380点 2 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 330点 3 1及び2以外の場合 260点

加圧根管充填処置の評価と要件緩和

単根管が11点、2根管が12点、3根管以上が17点引き上げられた。Ni-Tiロータリーファイル加算の要件から歯科用CTが削除された。

改定前	改定後
【加圧根管充填処置】 1 単根管 139点 2 2根管 168点 3 3根管以上 213点	【加圧根管充填処置】 1 単根管 150点 2 2根管 180点 3 3根管以上 230点

歯周病継続支援治療への統合

歯周病安定期治療(SPT)と歯周病重症化予防治療(P重防)が整理・統合された。また、歯周病の重症化するおそれのある糖尿病患者に対する歯周病ハイリスク患者加算(80点)が重症化予防連携強化加算(100点)に変更された。

改定前	改定後
【歯周病安定期治療】 1 1歯以上10歯未満 200点 2 10歯以上20歯未満 250点 3 20歯以上 350点 【歯周病重症化予防治療】 1 1歯以上10歯未満 150点 2 10歯以上20歯未満 200点 3 20歯以上 300点 【算定要件】 4 歯周病の重症化するおそれのある患者に対して歯周病安定期治療を実施した場合は、歯周病ハイリスク患者加算として、80点を所定点数に加算する。	【歯周病継続支援治療】 1 1歯以上10歯未満 170点 2 10歯以上20歯未満 200点 3 20歯以上 350点 (廃止) 【算定要件】 4 歯周病の重症化するおそれのある患者に対して他の保険医療機関(歯科診療のみを行う保険医療機関を除く。)からの情報に基づき歯周病継続支援治療を実施し、診療情報を当該他の保険医療機関に提供した場合は、重症化予防連携強化加算として、100点を所定点数に加算する。

新点数の詳細は、4月10日(金)、5月21日(木)、5月27日(水)に開催される新点数説明会で解説しますので、ぜひご参加ください(参加方法などは9面折込チラシ参照)。

抜歯手術の評価

下顎完全埋伏智歯(骨性)または下顎水平埋伏智歯に対する加算が130点から230点に引き上げられた。

改定前	改定後
【抜歯手術】 4 埋伏歯 1,080点 【算定要件】 3 4については、下顎完全埋伏智歯(骨性)又は下顎水平埋伏智歯の場合は、130点を所定点数に加算する。	【抜歯手術】 4 埋伏歯 1,080点 【算定要件】 3 4については、下顎完全埋伏智歯(骨性)又は下顎水平埋伏智歯の場合は、230点を所定点数に加算する。

暫間歯冠補綴装置に統合

デンポラリークラウン、歯周治療用装置(冠形態)、リテーナー等が廃止され、暫間歯冠補綴装置に統合された。

改定前	改定後
(新設) 【算定要件】 (新設)	【暫間歯冠補綴装置(1歯につき)】 48点 【算定要件】 注1 暫間歯冠補綴装置は、当該歯に係る処置等を開始した日から最終補綴装置を装着するまでの期間において、1歯につき1回に限り算定する。 2 暫間歯冠補綴装置の製作及び装着に係る保険医療材料等一連の費用(別に厚生労働大臣が定める特定保険医療材料を除く。)は、所定点数に含まれる。

チタンブリッジが保険収載

純チタンを用いたチタンブリッジが新設された。

改定前	改定後
(新設) 【算定要件】 (新設)	【チタンブリッジ】(1装置につき) 2,800点 【算定要件】 注1 純チタンを用いてブリッジを製作し、装着した場合に限り算定する。 2 硬質レジンによる前装を行った場合は、レジン前装加算として、1歯につき600点を所定点数に加算する。

有床義歯補強加算が新設

総義歯の点数が引き上げられ、歯科用金属芯を埋入した場合の有床義歯補強加算150点が新設された。

改定前	改定後
【有床義歯】 2 総義歯(1顎につき) 2,420点 【算定要件】 (新設)	【有床義歯】 2 総義歯(1顎につき) 2,500点 【算定要件】 注 1のハ及びニ並びに2について、有床義歯に歯科用金属芯を埋入した場合は、有床義歯補強加算として150点を所定点数に加算する。ただし、保険医療材料料は所定点数に含まれる。

その他

改定前	改定後
【処方箋料】 一般名処方加算1 10点 一般名処方加算1 8点	【処方箋料】 一般名処方加算1 8点 一般名処方加算1 6点
【支台築造】 1 間接法 ロ ファイバーポストを用いた場合 (1)大白歯 211点 (2)小白歯・前歯 180点	【支台築造】 1 間接法 ロ ファイバーポストを用いた場合 (1)大白歯 221点 (2)小白歯・前歯 190点
【根面被覆】 1 根面板によるもの 195点	【根面被覆】 1 根面板によるもの 225点
【非金属歯冠修復】 1 レジンインレー イ 単純なもの 128点 ロ 複雑なもの 180点	【非金属歯冠修復】 1 レジンインレー イ 単純なもの 148点 ロ 複雑なもの 200点
【CAD/CAMインレー】 750点	【CAD/CAMインレー】 770点
【光学印象】 100点	【光学印象】 150点
【小児保険装置】 600点 (新設)	【小児保険装置】 1 固定式保険装置 850点 2 可撤式保険装置 1,200点
【高強度硬質レジンプリッジ】 2,800点	【高強度硬質レジンプリッジ】 3,000点
【バー】1個につき 1 鋳造バー 458点 (新設)	【大連結子】1個につき 1 鋳造バー 468点 【3次元プリント有床義歯(1顎につき)】 4,000点